

## 【障害児の地域区分】

＜令和6年度以降＞8区分

※旧障害児施設は以下の地域区分コード(児→者)

令和6年4月サービス提供分から変更します。

区市町村名の下線は変更となる区市町村です。

児童デイサービスから移行した障害児事業所は、○級地(旧児童デイサービス)⇒○級地にすべての移行事業所で変更となります。

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
地域区分コード(児→児)	11	12	13	14	15	16	17	23
地域区分コード(児→者)	21	22	23	24	25	26	27	28
	23区	町田市 狛江市 多摩市 <u>調布市</u>	八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市	立川市 昭島市 東大和市	あきる野市 日の出町	武蔵村山市 羽村市 瑞穂町 檜原村 奥多摩町	なし	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御藏島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村

※指定事業所等は  
「地域区分コード  
(児→児)」  
にて請求ください。

※児童施設経過措置事業  
所は「地域区分コード(児  
→者)」にて請求ください。

※平成24年3月まで障害児施設支援を提供していた事業所が、平成24年4月以降障害福祉サービスを提供している場合は  
上表の地域区分コード(児→者)となり、地域区分は「●●級地(旧障害児施設)」で地域区分コードは21～28までとなります。

【障害児の地域区分と1単位単価】  
 <令和6年度以降>

	地域区分		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
	コード		11	12	13	14	15	16	17	23		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52	11.22	11.14	10.91	10.76	10.46	10.23	10.00		
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)			10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00		
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52	11.22	11.14	10.91	10.76	10.46	10.23	10.00		
	居宅訪問型児童発達支援			11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00	
	保育所等訪問支援			11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00	
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12	10.90	10.84	10.67	10.56	10.33	10.17	10.00	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00	
		自閉症児の場合			11.22	10.98	10.92	10.73	10.61	10.37	10.18	10.00
		盲ろうあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.10	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00	
		ろうあ児の場合	当該施設が主たる施設の場合	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00	
			当該施設が単独施設の場合	11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00	
		併設する施設が主たる施設の場合			11.28	11.02	10.97	10.77	10.64	10.39	10.19	10.00
		肢体不自由児の場合			11.22	10.98	10.92	10.73	10.61	10.37	10.18	10.00
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合			10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
		肢体不自由児の場合			10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
		重症心身障害児の場合			10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
障害児相談支援				11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00	